

第3回日独消費者フォーラム

開催概要

全国消団連はベルリン日独センター、フリードリヒ・エーベルト財団、消費者庁と共催して2010年3月3日～4日に第3回日独消費者フォーラムを東京都千代田区六番町のプラザエフにて開催しました。2日間で延べ約400名の方々に参加いただきました（メインフォーラムは132名が参加）。この日独消費者フォーラムは民間レベルの日独の消費者交流を目指して2002年、2004年にも開催しました。第3回は日本における消費者庁の発足を契機にしました。第3回フォーラムのタイトルは「消費者・生活者の視点に立つ行政への転換」～日独両国の消費者政策の現状と課題～としました。

日本とドイツは、電話勧誘販売、食の安全、債務返済難、個人データの保護をはじめ、消費者が多数の類似する問題を抱えており、今回のフォーラムでは、現状の消費者問題に対応する上での行政面の課題、消費者・消費者団体の役割と政策への関与の仕方について、両国の取組事例を相互に紹介しあいながら、関係者の理解を深めることを目的として開催しました。2日間の日程は以下の通りです。

3月3日 メインフォーラム

14:00 開会
14:00～15:25 ご挨拶・基調報告
15:40～17:30 パネルディスカッション
18:15～ 開催記念レセプション

3月4日 フォーラムサブセッション

9:30～11:30 第一サブセッション
13:00～15:00 第二サブセッション
15:30～17:30 第三サブセッション

3月3日メインフォーラム

◆ご挨拶



●大島敦内閣府副大臣

開会にあたり日本側から大島敦内閣府副大臣より歓迎のご挨拶をいただきました。消費者庁における「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」を策定など多彩な取組みを紹介し、特に「消費者団体訴訟制度」については、ドイツの制度も参考とした経緯もあり、相互によりアイデアを交換する場となることを望んでいること、消費者行政が抱える課題を解決するために、国際的連携と、消費者団体の協力が不可欠であるとのことをご挨拶をいただきました。

●フォルカー・シュタンツェル駐日ドイツ大使

フォルカー・シュタンツェル駐日ドイツ大使から開会のご挨拶をいただきました。BSE問題がドイツ政府が食糧・農業消費者保護省を発足させるきっかけになったこと、2002年の第1回日独消費者フォーラムがBSE問題を含めて開催されたことにふれながら、日独の消費者保護の専門家が同じ問題に取り組むのは重要なこととし、今回、第3回日独消費者フォーラムが「消費者教育、消費者力の向上、高齢消費者の消費者力向上、消費者団体訴訟制度の現状と課題」などをテーマにして取り組まれることは極めて意義深いとのことをご挨拶をいただきました。



●ゲジーネ・フォルヤンティ＝ヨストベルリン日独センター理事

主催者団体のベルリン日独センターのゲジーネ・フォルヤンティ＝ヨスト理事からご挨拶をいただきました。日本では消費者庁ができたことで、消費者保護が法律に根ざしたものになり、国の仕事として位置付けられたことにふれながら、今後、市民が行政のパートナーとなって新しい役割を担うことが重要となること、つまり、行政と市民の間のパートナーシップ（協働）が生み出されなければならないと述べました。

◆基調報告

報告 消費者庁審議官：羽藤秀雄さん

ドイツ連邦食糧農業消費者保護省審議官：ライナー・メッツさん

日独両政府の消費者保護政策についてご報告いただきました。

羽藤審議官からは消費者庁の基本的な使命と発足半年後の消費者政策の課題について整理してご紹介くださいました。すなわち、消費者庁とは消費者・生活者の視点に立って消費者行政を統一的・一元的に進めるために創設された国の新しい組織であり、現在は走りながら設立時の設計図の姿に近づいていこうとしています。本年1月にフランス・EUを訪問された福島大臣に随行し、消費者が直面する課題は制度や文化の違いはあっても共通する部分が多いことを実感しました。今後もドイツをはじめ諸外国の関係機関との情報共有・連携が不可欠です。国際消費者連盟によると、消費者団体が国際活動をはじめて50周年を迎える年だと言うことです。この日独消費者フォーラムが契機となり日独間の官民を通じた協力関係が深まることを期待しますなどと述べました。

メッツ審議官からはドイツ政府が取り組んでいる消費者保護政策についてのご紹介がありました。ドイツの消費者保護には4つのレベルがあります。(EU、国、州、地域社会レベル)。なかでも地域社会レベルでどのような参画がされているのかがポイントとされています。EUでは市民に対して経済的な保護を与えることが重要との考え方のもと、EU委員会では重点ポイントを持ち、EU内でのフランス、スカンジナビア諸国、ドイツ・オーストリアなどそれぞれに特徴ある対応を行っていますが、情報共有を速やかに行ない、具体的に消費者の権利保護を進めています。ドイツではBSEをきっかけに2001年にはじめて食糧農業消費者保護省が設立されました。消費者保護の内容は、消費者団体の支援、情報提供などです。各省が協力、役割分担して取り組んでいます。また、消費者保護の役割は「信頼と情報が自立した消費者をつくる」ということであると述べました。

◆パネルディスカッション



パネルディスカッションはスヴェン・サーラさんのコーディネートのもとで行われ、132名が参加しました。基調報告を担った羽藤さん、ライナー・メッツさんのお二方に加えて、ドイツ消費者センター総連盟のヘルケ・ハイデマン＝ポイザーさんと全国消費者団体連絡会事務局の阿南久さんの4名のパネリストで開催しました。ディスカッションに先立ってヘルケ・ハイデマン＝ポイザーさんから「ドイツ消費者センター総連盟の組織と活動」と題し、阿南さんからは「地方消費者行政の充実と消費者団体の役割発揮についての私たちの考え方」と題して短い報告を行いました。ディスカッションは「消費者団体が支援を受ける中で中立性を守れるか」「ドイツ総連盟の具体的な活動について」「日本での地方や国レベルの消費者行政について」など多岐にわたりました。

3月4日フォーラムサブセッション

第一サブセッションは「消費者教育」をテーマに開催しました。消費者庁参事官の加藤さゆりさんのコーディネートで、パネルディスカッションを行い、106名の方々にご参加いただきました。ドイツ消費者センター総連盟ペータ・グニールツィックさんは「ドイツ消費者教育の現状と課題～国連持続可能な開発のための教育の10年との関わりで」と題して報告し、文科省初等中等教育局教育課程課学校教育官樫原哲哉さんは「日本の消費者教育の現状と課題」、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任理事の古谷由紀子さんは「消費者教育における消費者団体の取組み事例」と題して問題提起を行い、その報告を基調にしてパネルディスカッションを行いました。





第二サブセッションは「高齢消費者問題」をテーマにパネルディスカッションを行いました。内閣府経済社会総合研究所主任研究官の高橋義明さんのコーディネートで83名にご参加いただきました。「ドイツの介護概念と評価システム制度導入について」と題してドイツ高齢者支援管理機関理事長のユルゲン・ゴードさん、「日本における介護サービスなどの情報公表制度について」シルバーサービス振興会企画部長の久留善武さん、「NPO 法人東久留米福祉オンブズの会の紹介」東久留米福祉オンブズの会理事長の矢倉久泰さん、「スウェーデン高齢者介護の考え方と日本での実践から」元・スウェーデン福祉研究所所長グスタフ・ストランデルさんから問題提起が行われ、討論が進められました。

第三サブセッションは「消費者団体訴訟制度の現状と課題～集団的消費者被害制度を考える」をテーマにパネルディスカッションを行い、コーディネーターは佐々木幸孝弁護士が担いました。81名の方々にご参加いただきました。「ドイツの消費者団体訴訟制度の現状と課題」と題してドイツ消費者センター総連盟のヘルケ・ハイデマン＝ポイザーさん、「日本の消費者団体訴訟制度の現状と課題」消費者庁企画課課長補佐の鈴木敦士さん、「消費者機構日本の活動と課題」消費者機構日本理事長の品川尚志さんから問題提起を行い、討論が進められました。



3月3日フォーラム開催記念レセプション

フォーラム開催関係者やメインフォーラムの参加者など82人が参加して開催記念レセプションを行いました。開会にあたり辻恵衆議院消費者問題特別委員会筆頭理事（民主党）にご参加いただき、ご挨拶いただきました。また、福島みずほ内閣府特命担当大臣が駆けつけてくださり、ご挨拶と懇談をいただきました。



● 辻恵衆議院消費者問題特別委員会筆頭理事



● フォーラム出演者

アンケート

参加者アンケートを行い、76名の方からご回答いただきました。その中からいくつか紹介させていただきます。

- 消費者及び消費者団体の自立の差が、それぞれの国の違いであると感じました。
- 日独の消費者教育の大きな違いが明らかになり、日本の課題が見えた。①教育の目標、獲得点は知識を与えること（日本）ではなく、行動できるようにすること（独）にある。②消費者教育の担い手は、行政だけ（日本）ではダメで、消費者団体・市民団体も重要な担い手として位置付けなければならない（独）。
- 行政、民間両方の立場から、また日本とドイツ両国の状況について、多角的に現状と課題を知ることができ、非常に刺激的で興味深い内容でした。